

令和6年 下呂市農業委員会第8回総会議事録

開催日時	令和6年8月5日	14:00～16:00
開催場所	萩原農事センター 1階会議室	
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 4 番 嶋田 浩 6 番 中島 義彦 7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏（推） 9 番 中川 輝男（推） 10 番 田中 覚章（推） 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三（推） 15 番 中島 尊治 19 番 熊崎 徹（推） 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男（推） 25 番 井戸 克彦（推） 26 番 杉山 裕（推）	
欠席委員	3 番 大森 公治（推） 5 番 熊崎 みどり 14 番 鎌倉 誠也 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎（推） 18 番 二村 正明（推） 20 番 中桐 由起子（推）	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 32 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 33 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 34 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 35 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 議事 36 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数11名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第8回農業委員会を開催いたします。	
会 長	【会長あいさつ】	
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 2 番 上野 耕正 委員 4 番 嶋田 浩 委員 をお願いいたします。	
会 長	議題第32号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2～3ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。	

会 長	農地法第3条申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、有償による所有権移転が1件提出されています。 番号1については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。
1番	1番について説明します。場所は下呂小坂線の郷石原を過ぎて小坂の町に向かった***の近くです。譲渡人は遠方に居住しており、譲受人は田舎暮らしと農業をしたいとのことで問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
1番	譲受人は7人家族であり、移住してもらえることは大変ありがたいと思います。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請1件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会 長	議題第33号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4ページをお開きください。
会 長	農地法第4条許可申請3件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	議案第33号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、貸駐車場への転用が1件、農業用施設用地への転用が1件、一般個人住宅への転用が1件、面積については田997㎡、畑82㎡です。 番号1については、申請地を貸駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内に下呂市役所萩原庁舎があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。
事務局	番号2については、申請地を農作業用駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、水道、下水道、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に下呂市役所萩原庁舎、萩原小学校があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。 番号3については、申請地を一般個人住宅の庭園と進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。
6 番	1 番について説明します。場所は萩原小学校の北側です。追認案件で既に駐車場になっています。街中で宅地に囲まれており、問題ありません。
6 番	2 番について説明します。申請地は桜洞の向洞へあがったすぐの場所です。周辺を道路に囲まれており、他の農地に影響はないため、問題ありません。
2 1 番	3 番について説明します。申請地は***から北へ500mほど向かった橋を渡った場所です。追認案件で現在は庭になっています。周辺には影響はでないことを確認しており、問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請3件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長	議題第34号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の5～7ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請6件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が4件、店舗棟施設への転用が1件、農林漁業用施設への転用が1件、面積については田3,038㎡、畑1,416.91㎡です。 番号1については、申請地を借り受け、一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。
事務局	番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の倉庫、車庫、進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、水道、下水道、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に飛騨小坂駅、おさかこども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。 番号3については、申請地を譲り受け、薬局の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、水道、下水道、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内にこばやし整形外科、村瀬眼科があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。
事務局	番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、特定土地改良事業等施行区域内のため、第1種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号5については、申請地を譲り受け、農業用施設の肥料倉庫、農機具倉庫、進入路、駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は農振農用地であるが、農振法の農用地利用計画指定用途に該当することから、農用地区域内農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。

事務局	番号6については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。 以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します
1番	1番について説明します。追認案件で進入路として利用したいとの申請です。近隣への影響なく、問題ありません。
4番	2番について説明します。3条の1と関連した案件です。工場と宅地として利用したいとのことです。問題ありません。
10番	3番について説明します。***から下呂寄りに60mほどの場所です。周辺に農地はないので問題ありません。
10番	4番について説明します。場所は県道と益田川の間くらいに位置しています。家庭菜園を行いたいとのことで、周辺の農家の同意を得ており、問題ありません。
15番	5番について説明します。場所は野尻の***の近くです。農振農用地の用途変更している案件です。駐車場と肥料倉庫と農機具倉庫として利用するもので、問題ありません。
事務局	6番について説明します。担当委員欠席のため、代読します。場所は乗政の***から200mほど進んだ場所です。譲受人と譲渡人は親子関係です。譲受人は認定就農者です。自分のほ場の近くに家を建てたいとのことで親子間での所有権移転申請です。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請6件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議題第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局	議案第35号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。 今回は、使用貸借が1件、賃貸借が1件提出されています。 番号1は、申請地を新たに貸し付け田として利用するものです。 番号2は、申請地を新たに貸し付け畑として利用するものです。 以上、農用地利用集積計画案の意見決定について審議をお願い致します。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議題第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について説明いたします。 農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。 議案のA3の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が2筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。権利設定の借受希望農業者は2名で、どちらも認定農業者です。 次に今後のスケジュールについて説明します。 本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、9月30日から権利設定されることとなります。終期についてはいずれの借受人も農地中間管理機構を通じて借受がある他の農地と揃えています。 以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 なお、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定により、今回の議案の関係者である23番中島委員は採決に参加できませんのでよろしくお願いいたします 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。
6 番	毎年、農振除外の検討を農業委員会に付託されて、農振除外されたのに、何もしずに放置しているケースがあると思うが、これからどう対応するのか。一回除外した農地を戻したくない気持ちはわかるが、虫食い状態だと工事をする時に農振の面積要件を満たさない可能性がある。他市町村では、除外から転用までの期間について、3年や5年の規制をかけているところもあると聞いている。下呂市でも運用を考えてみてはどうか。
事務局	農振計画が形骸化している状態で、本来除外されたら困る農地以外の農地まで農振に入っている。そこを強制的に再編入することが良いかどうか疑問です。他市町村では、除外されてから3年以内に転用しない場合、農振に編入する場合がある。というところと、強制的に編入させるところがある。編入について誓約書に記入してもらう方法をとっている。下呂市で実施するとしたら、編入する場合がある。として、編入について審議が必要です。どのように審議するのかや誰が判断するのかを決めなければならないため、すぐに再編入をルール化するのはまだできないと思います。
事務局	地域計画が始まります。地域計画の対象農地は、中山間と多面と地域が守りたいと思う農地と担い手が借りている農地であり、いわゆる優良農地です。国としては、強制ではないが、優良農地は農振地であるべきだと言っています。地域計画の作成を機会に虫食いの場所を農振地に編入するかを農務課として決めていかなければならない段階です。
事務局	地域計画の対象農地で転用の申請があった場合、地域計画の対象農地から外さないと転用できません。地域計画を外すためには協議・縦覧・公告が必要となります。2か月以上かかるが、どういう手段で実施するのかを決める必要があります。今後、課内で話し合いを行い、報告させていただきます。
会長	前に農振除外の申請を年1回から2回に変更できないかとの意見があったが、現在の検討の進捗状況を教えてほしい。

事務局	地域計画の変更と農振除外の2つを年2回実施するのは、大変な労力が必要となるため、難しいと思われます。許可は年1回で受付期間を5月までではなく、8月くらいまで伸ばしてはどうでしょうか。
15番	許可を年2回にできないか。現状年2回で農振除外している市町村があるのであれば、下呂市でもできないでしょうか。
6番	年2回農振除外している市町村は、都市近郊の住宅が多く建設される地域であり、農振担当者が何人もいる市町村で、下呂市では年2回にする必要性は無いのではないかと。受付期間を長くするのは良い案だと思う。
事務局	近日中に地域計画と農振と転用の担当の話し合いを行い、検討します。
会長	農家の方からも年1回農振除外だと1年待たないといけないとの話を聞いている。
事務局	1年かかるというハードルは農地を守る抑止力になります。1年かかるのなら農振地ではない農地を選定することになるのではないのでしょうか。
会長	何もしないでは今までどおりなので、引き続き、検討をしてください。
会 長	そのほか、ご意見、ご質問はございますか。
	※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った 本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。 下呂市農業委員会 番 番